

(案)

福生市地域防災計画概要版

令和6年2月

本書は、令和6年2月に福生市防災会議が決定した福生市地域防災計画（令和5年度修正）の概要版として作成されたものです。

※福生市防災会議は、地域防災計画の作成及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を図るために、災害対策基本法に基づき設置されるものです。福生市防災会議条例により市長を会長として、市長が委嘱した国、東京都、福生市、公共機関、その他団体の代表者等から構成されています。

1 地域防災計画とは

■地域防災計画の目的

この計画は、福生市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策、風水害対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とするものです。

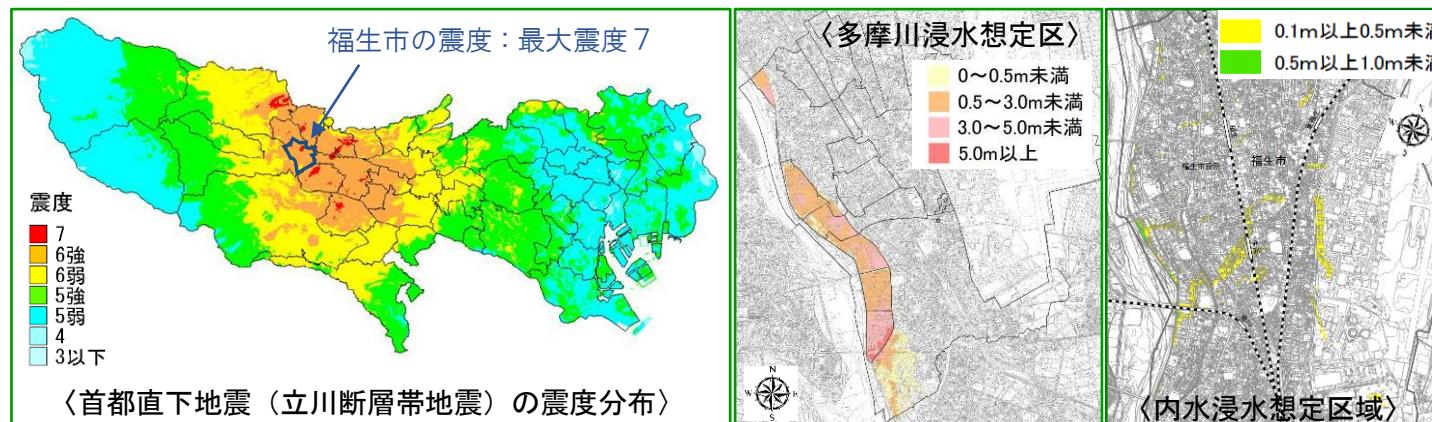
■地域防災計画の構成

福生市地域防災計画には、防災対策における基本方針をはじめ、福生市、東京都、国、関係機関、市民、事業所等の役割分担が示してあります。地震、風水害等の自然災害のほか、大規模事故も対象としています。

第1編 総則	計画の方針、関係機関の役割、計画の前提条件を記載
第2編 地震災害対策計画	地震災害に対する、平常時に行う災害予防計画、応急・復旧計画、災害復興計画を記載
第3編 風水害対策計画	風水害、土砂災害に対する、平常時に行う災害予防計画、応急・復旧計画を記載
第4編 その他災害対策計画	雪害、原子力災害、火山災害、大規模事故（危険物事故、鉄道事故、道路・橋梁災害、CBRNE災害、航空事故）への対策を記載
資料編	条例、協定、基準、様式等の災害対策資料を記載

■前提とする災害

福生市地域防災計画は、東京都被害想定調査に基づく首都直下地震、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）、多摩川の洪水（外水氾濫）、内水氾濫等の被害を前提としています。



2 令和5年度修正の概要

■新たな災害対策への対応

10年ぶりに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月発表）のほか、内水氾濫、南海トラフ地震に関する情報発表など、新たな災害対策への対応について修正しました。
①減災目標、物資の備蓄・調達目標値の変更、②内水浸水想定区域図の位置付け、③線状降水帶に関する情報収集、④南海トラフ地震臨時情報の発表時の計画 など

■風水害の避難対策の充実

気象庁による警戒レベル、防災気象情報の発表等にあわせて、避難対策を充実させました。
①警戒レベルに対応した避難指示等の発令、②避難指示前の自主避難の呼び掛け、③土砂災害のタイムライン（防災行動計画）の追加、④市の初動期体制の追加 など

■市の防災への取組（防災関連事業）の反映

市で実施している防災関連事業の推進状況を反映しました。
①建築物の耐震化・ブロック塀対策、②福生駅西口市街地再開発による公共施設の整備、③避難所応急給水栓等の活用、④福生市災害廃棄物処理計画の策定 など

■法令改正等の反映

災害対策基本法等の法令改正や防災基本計画の見直しによる新たな対策を反映しました。
①避難行動要支援者の個別避難計画の作成、②親戚・知人宅等を含めた多様な避難先の確保、③住家被害認定基準の変更、④仮設住宅として賃貸型応急住宅の追加 など

3 総則（計画の方針等）

■計画の目標

基本目標 ~ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ~

■防災施策の重点

本計画を着実に推進するため、特に下記の対策に努めます。

- 1) 自主防災組織体制の強化
- 2) 各防災関係機関・事業所等との連携体制の強化
- 3) 防災行政無線その他の情報伝達手段の多重化による災害情報の入手・伝達の強化
- 4) 各種災害対応マニュアルの整備
- 5) 避難情報の精緻化及びハザードマップの普及
- 6) 防災訓練の充実による災害時対応力の強化
- 7) 建築物等の耐震化、市街地の整備等による防災まちづくりの推進
- 8) 災害時の協定締結などによる、応援・協力態勢と広域的な連携体制の強化

■減災目標

地震被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、3つの視点の下、具体的な減災目標を定め、関係機関、市民、事業者と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指します。

視点	主な令和12年度の減災目標
家庭や地域における防災・減災対策の推進	(1) 自宅の感震ブレーカー設置率 25% (2) 自宅の消火器保有率 60% (3) 自宅の家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 75% (4) 自助の備えを講じている住民の割合 100%

住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化	(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（令和7年度：特定沿道100%、一般沿道90%） (2) 一斉帰宅抑制等を把握している事業者の割合70% (3) 想定する帰宅困難者の90%を収容する一時滞在施設の確保
全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	(1) 全ての避難所において通信環境を確保 (2) 全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保 (3) 災害時トイレの空白エリア解消

4 地震災害対策計画／風水害対策計画

■災害予防計画(平常時に使う対策)

1 災害に強い人と地域社会づくり

災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、市、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民の皆さん及び地域の防災力の向上を推進していきます。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 自助による市民の防災力向上
- (3) 自主防災組織等による共助の推進
- (4) 市、市民、自主防災組織、事業者等の各主体の連携
- (5) 要配慮者の安全確保
- (6) ボランティア活動環境の整備
- (7) 事業継続計画の実効性の確保

2 災害に強いまちづくり

都市防災機能の強化や建築物等の安全対策、地震・火災・水害・土砂災害等への予防対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

- (1) 都市の防災機能の強化
- (2) 建築物等の安全対策の推進
- (3) 地盤災害・水害・土砂災害の予防対策の推進
- (4) 出火防止対策の推進

3 災害に備えたシステムづくり

平常時から、組織動員態勢及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災態勢の整備に努めます。

- (1) 防災活動組織
- (2) 情報収集伝達態勢
- (3) 消防・救助・救急態勢
- (4) 応急医療態勢
- (5) 避難態勢
- (6) 緊急物資の供給態勢、防災用資機材
- (7) 帰宅困難者対策態勢
- (8) ライフライン応急復旧態勢
- (9) ごみ・がれき処理態勢
- (10) 生活再建のための支援態勢

■応急・復旧計画(災害時に使う対策)

市民、事業所、関係機関の連携・協力の下、地域の総力をもって応急・復旧対策を実施します。

● 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策を実施するため市に設置される組織で、市長を本部長とします。

震度5強以上の地震が発生した場合、市は災害対策本部を設置し応急活動を実施します。震度5弱では、緊急対策会議を設置し、災害対策本部に準じた対応を行います。風水害、土砂災害の場合は、気象情報の発表や気象状況に応じて、事前の配備態勢を定めて対応します。

● 情報の収集・伝達・広報

大規模災害が発生したときは、市は防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡体制を確立します。市民に対しては、防災行政無線（屋外子局）、SNS、情報メール、市ホームページ、広報車、報道機関等の活用や、消防団・自主防災組織と連携し、広報活動を行います。

● 医療救護体制

多数の傷病者が発生した場合、市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等と連携し、医療救護所を設置するなど、災害の状況に応じた迅速な医療活動を行います。避難生活が長期化する場合は、避難所の巡回医療を実施して感染症予防、食中毒予防等を行います。

● 風水害時の避難活動

台風接近等、災害が予想される場合（警戒レベル3）、市は事前の「自主避難」の呼び掛け、「高齢者等避難」の発令を行い、指定避難所（洪水時）を開設します。また、避難行動要支援者名簿等を活用して、地域の協力を得ながら高齢者、障害者等の避難を支援します。

災害の危険がある場合（警戒レベル4）、市は「避難指示」を発令し、土砂災害警戒区域及び浸水予想区域内の住民に避難を呼び掛けます。

なお、避難先は、市の指定避難所のほか、被災者自らが事前に親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し、避難することも重要です。

〈警戒レベルと市からの避難情報〉

警戒レベル	状況	行動を促す情報（発信元）	住民がとるべき措置
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（市）	命の危険 直ちに安全確保
4	災害のおそれ高い	避難指示（市）	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（市）	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報（気象庁）	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを高める

● 地震時の避難活動

地震発生時は、近隣の状況を確認し、一時避難場所又は広域避難場所に避難します。自宅が被災した場合は、避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等で避難生活を開始します。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合、避難所においては避難所運営連絡会構成員が自動的に参集し、避難所を開設することとなっています。

また、避難所運営組織が管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助しています。避難所生活が困難な高齢者や障害者については、福祉避難所（二次避難所）での受入れを行います。

● 食料・飲料水・物資の供給

水道の断水時、市は災害時給水ステーション、避難所に配備されている配水管直結の応急給水栓、消火栓からの応急給水等により給水活動を行います。食料・物資については、備蓄を活用するほか、協定を締結事業者等から調達します。食料調達が十分でない場合は、防災食育センターによる応急給食のほか、自衛隊の炊き出しを要請します。

● 被災住家の応急危険度判定、住家の被害調査・り災証明の発行、応急仮設住宅の供給

被災した建物は、余震等によって倒壊することがあります。そのため、市は被災した建物の応急危険度判定を実施します。また、住家の被害状況を把握し、り災証明書を発行するために、住家の被害調査を実施します。このり災証明書により、市民は被災者生活再建支援金の支給等の被災者支援を受けることができます。

被災により住家を失った被災者には、応急仮設住宅を供与します。

■災害復興計画(復興期に使う対策)

復興期においては、市は災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように復興計画を定め、地域住民の合意を得ながら、住宅、暮らし、産業、都市の復興を総合的かつ計画的に進めます。

5 その他災害対策計画

次の災害が起きた場合においても、市は地震災害対策に準じた態勢により対応します。

雪　　害：大雪に伴う被害により市民生活に影響を及ぼす可能性がある場合

原子力災害：放射性物質の漏えい・流出を伴う事故等が発生し、市に影響を及ぼす可能性がある場合

火山災害：富士山の噴火等による火山灰が確認された場合

大規模事故：危険物事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、CBRNE災害、航空機事故が発生した場合